

(証券コード 1793)

2020年6月9日

株 主 各 位

岡山市北区内山下1丁目1番13号

株式会社 大本組

代表取締役社長 大本 万 平

第83回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第83回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

現状の新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、株主様の感染予防のため、本年は健康状態に関わらず、出来る限り会場へのご出席をお控えいただき、書面による事前の議決権行使をお願い申し上げます。

お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2020年6月25日（木曜日）午後5時までに到着するようご返送いただきたくお願い申し上げます。 敬 具

記

1. 日 時 2020年6月26日（金曜日） 午後2時
(昨年と開始時刻が異なっておりますので、お間違いの無いようお願い致します。)
2. 場 所 岡山市北区内山下1丁目1番13号 当社本店 6階大会議室
3. 目的事項
報告事項 第83期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）事業報告及び計算書類の内容報告の件
決議事項 剰余金の処分の件

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
また、株主総会会場におきましては、マスクの着用及び消毒液の使用にご協力をお願い申し上げます。

◎事業報告、計算書類及び株主総会参考書類の記載すべき事項を修正する必要がある場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ホームページ (<https://www.ohmoto.co.jp/>) に掲載いたしますのでご了承ください。

〔2019年4月1日から
2020年3月31日まで〕

1. 企業の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当期のわが国経済は、企業収益の改善傾向が持続するとともに、設備投資も高い水準で推移したほか、雇用・所得環境も底堅く推移するなど、引き続き緩やかな回復基調にありました。一方で米中対立などの動向が世界経済に与える影響や地政学的リスクの高まりなどに加え、年度後半には新型コロナウイルス感染症の世界的流行による海外経済の不確実性などが下押し要因となり、景気は先行き不透明な状況が続きました。

建設業界におきましては、一部地方で需要減少による厳しさがみられたものの、民間設備投資は企業業績の回復に伴い増加基調にあるなど、全体として緩やかな回復基調で推移したほか、公共投資も首都圏を中心とした大型インフラ整備等により引き続き高い水準を維持しましたが、新型コロナウイルス感染症の影響は拡大傾向にあり、業況の先行きについても不透明な状況となりました。

こうした経営環境の中で当社は、全社を挙げて品質管理及び安全管理並びにコンプライアンスの徹底に努めるとともに、技術力、提案力等の総合力の更なる向上と安定的な収益基盤の構築を目指して積極的な営業活動を展開してまいりました。

これらの結果、受注高は前期比14.1%増の920億13百万円となりました。

売上高は前期比5.7%減の790億60百万円となりました。

利益面では、営業利益が前期比43.2%減の30億85百万円、経常利益が前期比42.2%減の32億54百万円、当期純利益は前期比41.5%減の23億10百万円となりました。

受注高920億13百万円のうち、建築工事は前期比6.2%減の456億83百万円、土木工事は前期比45.2%増の463億29百万円であり、これらの発注者別内訳は民間70.1%、官公庁29.9%となりました。

主な受注工事は次のとおりであります。

フクレックス(株)	フクレックス(株)第2工場新築工事	(埼玉県)
エムジーリース(株)	京都市東山区本町計画	(京都府)
三栄源エンジニアリング(株)	三栄源エフ・エフ・アイ(株)神戸ロジ新築工事	(兵庫県)
富谷市明石台東土地区画整理組合	富谷市明石台東土地区画整理事業	(宮城県)
東 京 都	三之橋雨水調整池建設その4工事	(東京都)

売上高790億60百万円のうち、建築工事は前期比17.5%減の407億88百万円、土木工事は前期比11.2%増の382億71百万円であり、これらの発注者別内訳は民間66.5%、官公庁33.5%となりました。

主な完成工事は次のとおりであります。

イオンモール(株)	イオンモール高岡Ⅱ期工事	(富山県)
山王エステート(株)	ホテルモントレ神戸建替計画	(兵庫県)
三井不動産(株)	三井アウトレットパーク横浜ベイサイド建替計画B地区店舗棟新築工事	(神奈川県)
国土交通省	東京外環中央JCT北側ランプ改良工事	(東京都)
積水ハウス(株)他	印西牧の原3-50街区宅地造成工事	(千葉県)

次期への繰越高は、前期比16.3%増加して925億68百万円となりました。

【当期末における受注高・売上高・繰越高】

(単位：百万円)

区 分	前期繰越高	当期受注高	当期売上高	次期繰越高	
建設事業	建 築	32,414	45,683	40,788	37,309
	土 木	47,200	46,329	38,271	55,258
	計	79,614	92,013	79,060	92,568

(2) 設備投資の状況

当期中に実施した設備投資の総額は2億75百万円となりました。そのうち主要なものは、事業用建物の更新及び生産性向上に係る情報化投資等であります。

(3) 資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

(4) 財産及び損益の状況

(単位：百万円)

区 分	第80期 (2016年度)	第81期 (2017年度)	第82期 (2018年度)	第83期 (当期) (2019年度)
受 注 高	94,489	72,958	80,625	92,013
売 上 高	75,802	96,268	83,873	79,060
経 常 利 益	4,784	5,726	5,626	3,254
当 期 純 利 益	3,149	3,810	3,951	2,310
1株当たり当期純利益	115円22銭	734円93銭	773円60銭	452円48銭
総 資 産	91,160	92,677	94,991	92,515
純 資 産	58,359	60,971	64,374	64,888
1株当たり純資産額	2,221円67銭	11,937円51銭	12,604円05銭	12,705円53銭

- (注) 1. 当社は、2017年10月1日を効力発生日として普通株式5株につき1株の割合で株式併合を実施しております。第81期(2017年度)の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益を算出しております。
2. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日)等を第82期の期首から適用しており、第81期に係る財産及び損益の状況については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっております。

(5) 対処すべき課題

今後のわが国経済は、米中対立などの動向が世界経済に与える影響や地政学的リスクの高まりに加え、新型コロナウイルス感染症の世界的流行による海外経済の不確実性などが下押し要因となり、先行き不透明な状況が続くと予想されます。

政府による各種経済対策等の実行やその効果は期待されるものの、新型コロナウイルス感染症が経済及び社会活動に与える影響は甚大かつ広範囲にわたり、その収束の如何によっては長期間にわたって景気後退を招くことも予想されます。

建設業界におきましては、民間設備投資は首都圏を中心とする大規模再開発及び周辺における物流施設の建設などが牽引して、建設需要は全体として高い水準を維持しております。また、公共投資につきましても、経済対策の効果などから大型インフラ整備や防災・減災対策関連の工事量が維持され、引き続き堅調に推移すると期待されます。一方で新型コロナウイルス感染症による影響につきましては、民間設備投資需要の一部に減速が懸念されます。

当社といたしましては、リスク管理を徹底し、これまで築いてきた信用と健全な財力に加え、技術力、提案力、営業力を一層強化するとともに、人材育成に注力し、事業環境の変化に柔軟に対応できるよう、総合力の更なる向上を図ってまいります。

また、企業の魅力とイメージの更なる向上を図るとともにマーケティングを徹底し、民間建築事業を継続的に強化してまいります。官公庁工事においても、安定的な受注量を確保するべく、総合評価方式での受注競争力を更に強化してまいります。

また、建設業界全体の中長期的な課題である、労働時間の適正化や生産性の向上などを含む働き方改革への取り組みを推進してまいります。

そして、社会から高い信頼を寄せていただける企業であり続けるべく、全社を挙げて品質管理及び安全管理並びにコンプライアンスの徹底に努めてまいります。

株主の皆様におかれましては、より一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

特記すべき事項はありません。

(7) 主要な事業内容

当社は、建設業法により特定建設業者（(特-29)第2646号）として国土交通大臣許可を受け、建築、土木及びこれらに関連する事業を行っており、宅地建物取引業法により宅地建物取引業者（(12)第2381号）として国土交通大臣免許を受け、不動産に関する事業を行っております。

(8) 主要な営業所の状況

東京本社	東京都港区南青山5丁目9番15号 青山OHMOTOビル		
本店	岡山市北区内山下1丁目1番13号		
支店	東北支店(仙台市)	東京支店(東京都港区)	
	横浜支店(横浜市)	名古屋支店(名古屋市)	
	大阪支店(大阪市)	岡山支店(岡山市)	
	広島支店(広島市)	四国支店(高松市)	
	九州支店(福岡市)		

(9) 従業員の状況

従業員数 (名)	前期末比増減 (名)
814	2

- (注) 1. 上記のほかに臨時従業員 (年間平均) 64名が就業しております。
2. 従業員数には外部機関等への出向者2名は含んでおりません。

- (10) その他会社の現況に関する重要な事項
特記すべき事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 24,900,000株
- (2) 発行済株式の総数 5,132,380株
- (3) 株主数 990名

(4) 大株主の状況

株 主 名	当社への出資状況	
	持 株 数	出資比率
有限会社百栄	1,546 ^{千株}	30.28 [%]
公益財団法人大本育英会	1,018	19.95
有限会社大百興産	268	5.25
株式会社中国銀行	234	4.60
大本組従業員持株会	171	3.35
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	83	1.63
Black Clover Limited Director Sakamoto Shungo	72	1.41
CGML PB CLIENT ACCOUNT/COLLATERAL	68	1.34
MSIP CLIENT SECURITIES	58	1.15
古田 清	48	0.95

- (注) 1. 出資比率は、2020年3月31日現在所有の自己株式を控除して算出しております。
2. 有限会社百栄は、2020年5月1日をもって株式会社OHMOTOに商号変更しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況（2020年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長 執行役員社長	大本 万 平	有限会社百栄代表取締役社長 有限会社大百興産代表取締役社長
取締役執行役員 専務執行役員	三宅 啓 一	営業本部長
取締役執行役員 専務執行役員	大藤 強	管理本部長（兼）コンプライアンス担当
取締役執行役員 常務執行役員	窪田 恒 幸	建築本部長
取締役執行役員 常務執行役員	井上 基 宏	土木本部長
取締役執行役員	小橋 康 男	営業本部副本部長
取締役執行役員	富塚 照 彦	管理本部副本部長（兼）総務部長
取締役	光岡 敬 一	
常勤監査役	吉岡 敬 二	
監査役	安藤 忠 夫	
監査役	田村 政 志	

- (注) 1. 取締役光岡敬一氏は、社外取締役であり、東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
2. 監査役安藤忠夫氏及び田村政志氏は、社外監査役であり、東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
3. 取締役光岡敬一氏は、税理士であり、財務会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 常勤監査役吉岡敬二氏は、当社経理関連部門で経理経験を有し、財務会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 監査役田村政志氏は、金融機関における長年の経験があり、財務会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
6. 有限会社百栄は、2020年5月1日をもって株式会社OHMOTOに商号変更しております。

(2) 当事業年度末日後の取締役の地位の異動

氏名	新	旧	異動年月日
三宅啓一	取締役 執行役員副社長	取締役 専務執行役員	2020年4月1日

(3) 取締役及び監査役の報酬等の総額

区分	支給人員 (名)	報酬額 (百万円)
取締役（うち社外取締役）	9 (1)	126 (4)
監査役（うち社外監査役）	3 (2)	22 (10)
計	12 (3)	148 (14)

(注) 退任した取締役を含んでおります。

(4) 社外役員に関する事項

① 他の会社の業務執行取締役等の兼任状況等

特記すべき事項はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

- ・取締役光岡敬一氏は、当事業年度開催の取締役会8回の全てに出席し、税理士としての専門の見地から、主に財務・会計分野に関する意見を適宜述べております。
- ・監査役安藤忠夫氏は、当事業年度開催の取締役会8回の全て、監査役会11回の全てにそれぞれ出席し、豊富な経験や高い見識に基づいた客観的かつ広範な視野から、主にコンプライアンス及び危機管理に関する意見を適宜述べております。
- ・監査役田村政志氏は、当事業年度開催の取締役会8回の全て、監査役会11回の全てにそれぞれ出席し、主に金融機関に勤めた長年の経験・知見に基づき、取締役の業務執行の適正性を確保するために必要な意見を適宜述べております。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社は2006年6月29日開催の第69回定時株主総会で定款を変更し、社外取締役及び社外監査役の責任限定契約に関する規定を設けております。当該定款に基づき、当社が社外取締役及び社外監査役の全員と締結した責任限定契約の内容の概要は次のとおりであります。

社外取締役及び社外監査役は、本契約締結後、会社法第423条第1項の責任について、その職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失が無かったときは、会社法第

425条第1項に定める最低責任額を限度として損害賠償責任を負うものとする。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 会計監査人の報酬等の額及び監査役会が当該報酬等に同意した理由

区 分	報酬額 (百万円)
①当社が支払うべき報酬等の額	33
②当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	33

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額等を区分しておらず、かつ、実質的にも区分できないことから、上記の金額はこれらの合計額を記載しております。当該金額について、当社監査役会は過年度における会計監査人の監査計画と実績の状況を確認し、当事業年度の報酬見積り等の妥当性等を検討した結果、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役の全員の同意に基づき解任いたします。この場合、監査役会が選任した監査役は、会計監査人の解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、会計監査人が関係法令に基づく懲戒処分及び監督官庁からの処分を受けた場合、若しくは会計監査人の監査品質、品質管理、独立性、監査能力等を総合的に検討し監査を遂行するのに不十分であると判断した場合は、経営執行部門と十分な意見交換を行った上で、会計監査人の解任または不再任に関する議案を監査役会の決議に基づき決定し、取締役会は当該決定に基づき当該議案を株主総会に提出いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制の整備及び運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法及び会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」について、取締役会において決議しております。その概要は以下のとおりであります。

- ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、コンプライアンスに係る規程及びマニュアルの制定、委員会の設置により、取締役、執行役員及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制を構築し徹底を図るとともに、不正行為等の早期発見と是正のため内部通報制度を整備・運用する。また、内部監査室は独立した立場から内部統制の整備、運用の状況を評価し、その結果を定期的に取り締役に報告する。

- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報については、その記録方法、保存期間及び管理方法等を定める規程に従い、適切に保存及び管理する。取締役及び監査役は、常時、これらの重要書類等を閲覧することができる。

- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、当社及びグループ各社の経営に影響を及ぼす部門横断的なリスクを認識し、評価し、適切に対応するため、リスク管理に係る規程及びマニュアルの制定、委員会の設置、教育等を行う。また、本部組織単位の業務に付随するリスク管理は規程に基づいて当該部門を統括する執行役員に責任及び権限を付与する。

- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、執行役員制度を採用し、経営の意思決定機能の迅速化及び監督機能を強化するとともに、業務執行の権限に関する規程を定めることにより、業務及びその権限と責任の範囲を明確化し、適正で効率的な業務組織の編成を図る。また、内部監査室は独立した立場から執行役員及び使用人並びにグループ各社の取締役等の業務の執行及び業務プロセス等の適切性並びに効率性を監査し、監査の結果を定期的に取り締役に報告する。

- ⑤ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制、子会社の取締役及び使用人が当社監査役に報告するための体制

当社は、管理本部を所管する執行役員に、グループ各社のコンプライアンス及びリスクマネジメントの責任及び権限を付与する。グループ各社の取締役及び使用人は、その業務の執行状況等に関し、当社監査役及びグループ各社を管理する執行役員に報告し、当該執行役員は、グループ各社の状況を定期的に取り締役に報告する。また、グループ各社においても、当社に準じたコンプライアンス、情報及びリスク管理を行う。

- ⑥ 監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項、監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項、及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
当社は、監査役の職務を補助する監査役会事務局を設置し、監査役会事務局員は、内部監査室及び管理本部等に所属する使用人のうちから任命する。監査役会事務局員は、監査役の直接指揮に従い職務遂行に必要な権限を付与される。また、監査役会事務局員の取締役からの独立性を確保するため、当該使用人の任命、異動及び評価等の人事権に関する事項については、事前に監査役会の同意を得る。
- ⑦ 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制、及び監査役への報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
取締役は、他の取締役、執行役員及び使用人の職務の執行に関して、法令及び定款に違反する重大な事実またはその発生の可能性を発見した場合、取締役会及び監査役会に報告する。また当社は、執行役員規程及び内部通報規程を通じ、経営、業績に影響を及ぼす重要な事項について執行役員及び使用人が監査役に報告する体制を整備するとともに、監査役に対して報告を行った者に不利益が生じないように内部通報規程に則り適切な措置をとる。
- ⑧ 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項、その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
当社は、重要会議への出席、取締役、執行役員及び使用人からの業務執行状況の聴取、重要書類の閲覧等を通じ、監査役の職務執行の実効性の確保を図る。また、監査役からの請求に従い、監査役の職務の執行に必要と認められる費用について負担する。
- ⑨ 財務報告の信頼性を確保するための体制
当社は、財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法の定めに従い、財務報告に係る内部統制システムを構築し、その有効性を継続的に評価するとともに、必要な是正を図る体制を整備及び運用する。
- ⑩ 反社会的勢力排除に向けた体制
当社は、社会的秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対して、いかなる場合でも経済的利益を供与しないこと、不当な要求を受け入れないことを基本方針とし、これに基づき制定した企業行動指針の遵守、マニュアルの活用、委員会の運営及び警察、顧問弁護士等の外部の専門機関との連携により、体制の強化を図る。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における、上記業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

- ① コンプライアンス規程及びコンプライアンスマニュアルにより法令・定款の遵守についての指針を明示し、実効性向上に努めております。また、部門毎に適宜必要な教育を実施し、コンプライアンスの重要性について周知・徹底を図っております。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報については、「文書管理規程」等の社内規定に定めるところにより適正に保存及び管理しております。
- ③ 経営の意思決定機能の迅速化のため執行役員制度を採用し、取締役会において毎回担当執行役員より業務執行状況の報告を受けることにより、職務執行の監督を行っております。
- ④ 経営に影響を及ぼす事象が発生した場合は、危機管理委員会の決定により危機対策本部を設置し、危機の解決、克服もしくは回避のために適切に対応する体制を整備しております。
- ⑤ 監査役は、監査役会で定めた監査計画に基づき監査を実施するとともに、取締役会のほか業務執行に関する重要な会議にも出席し、取締役、執行役員と常時意見交換をできる体制になっております。また、監査役、会計監査人及び内部監査室は定期的な会合を持ち、情報交換を行っております。
- ⑥ 財務報告の信頼性を確保するため、内部監査室が実施計画に基づき内部統制評価を実施しております。

(注) 本事業報告中の記載数字は、金額については表示単位未満の端数を切り捨て、比率については表示単位未満の端数を四捨五入しております。

貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資産の部		負債の部	
流動資産	71,317	流動負債	23,899
現金預金	13,262	支払手形	2,146
受取手形	10,168	電子記録債権	4,329
電子記録債権	1,004	工事未払金	9,480
完成工事未収入金	39,807	未払金	3,375
有価証券	1,500	未払法人税等	288
未成工事支出金	2,776	未払費用	416
材料貯蔵品	53	未成工事受入金	2,436
前払費	21	預り金	64
その他	2,756	前受収益	4
貸倒引当金	△ 32	完成工事補償引当金	93
固定資産	21,197	賞与引当金	797
有形固定資産	9,441	工事損失引当金	465
建物	5,795	固定負債	3,726
構築物	161	退職給付引当金	3,241
機械及び装置	149	資産除去債務	240
船舶	0	その他	244
車両運搬具	0		
工具、器具及び備品	300		
土地	3,019	負債合計	27,626
建設仮勘定	13		
無形固定資産	128	純資産の部	
ソフトウェア	79	株主資本	62,736
電話加入権	49	資本金	5,296
投資その他の資産	11,627	資本剰余金	4,314
投資有価証券	6,343	資本準備金	4,314
関係会社株	61	利益剰余金	53,203
長期貸付金	550	利益準備金	735
従業員に対する長期貸付金	6	その他利益剰余金	52,468
関係会社長期貸付金	125	別途積立金	49,900
長期保証金	4,152	繰越利益剰余金	2,568
前払年金費用	47	自己株式	△ 77
繰延税金資産	266	評価・換算差額等	2,152
その他	75	その他有価証券評価差額金	2,152
貸倒引当金	△ 0		
資産合計	92,515	純資産合計	64,888
		負債・純資産合計	92,515

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売 上 高		
完成工事高		79,060
売 上 原 価		
完成工事原価		<u>70,508</u>
売 上 総 利 益		
完成工事総利益		8,551
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		<u>5,465</u>
営 業 利 益		3,085
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	15	
受 取 配 当 金	154	
受 取 賃 貸 料	354	
そ の 他	<u>5</u>	530
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	31	
賃 貸 収 入 原 価	274	
固 定 資 産 除 却 損	19	
支 払 保 証 料	24	
そ の 他	<u>12</u>	<u>362</u>
経 常 利 益		<u>3,254</u>
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	<u>460</u>	460
特 別 損 失		
固 定 資 産 売 却 損	<u>47</u>	<u>47</u>
税 引 前 当 期 純 利 益		3,666
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	1,062	
法 人 税 等 調 整 額	<u>293</u>	<u>1,355</u>
当 期 純 利 益		<u>2,310</u>

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

株 主 資 本 等 変 動 計 算 書

(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本									
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			自己株式	株主資本合計	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金				利益剰余金合計
						別途積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	5,296	4,314	-	4,314	735	49,900	870	51,505	△ 75	61,040
当期変動額										
剰余金の配当							△ 612	△ 612		△ 612
当期純利益							2,310	2,310		2,310
自己株式の取得									△ 1	△ 1
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)										
当期変動額合計	-	-	-	-	-	-	1,698	1,698	△ 1	1,696
当期末残高	5,296	4,314	-	4,314	735	49,900	2,568	53,203	△ 77	62,736

	評価・換算差額等	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	
当期首残高	3,334	64,374
当期変動額		
剰余金の配当		△ 612
当期純利益		2,310
自己株式の取得		△ 1
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)	△ 1,182	△ 1,182
当期変動額合計	△ 1,182	514
当期末残高	2,152	64,888

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

- 満期保有目的の債券……………償却原価法（定額法）
子会社株式及び関連会社株式……………移動平均法による原価法
その他有価証券
時価のあるもの……………決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
時価のないもの……………移動平均法による原価法

② たな卸資産の評価基準及び評価方法

- 未成工事支出金……………個別法による原価法
不動産事業支出金……………個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
材料貯蔵品……………移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

(2) 固定資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産 定率法（但し、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）によっております。
② 無形固定資産 自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

(3) 引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金 債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
② 完成工事補償引当金 完成工事に係る瑕疵担保の費用に備えるため、過去の実績率を基礎として計上しております。
③ 賞与引当金 従業員賞与の支給に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担額を計上しております。
④ 工事損失引当金 受注工事に係る将来の損失に備えるため、当事業年度末手持工事のうち損失の発生が見込まれ、かつ、その金額を合理的に見積もることができる工事について、損失見込額を計上しております。
⑤ 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

イ. 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

ロ. 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定率法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理しております。

(4) 完成工事高及び完成工事原価の計上基準

- ① 当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事
工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）
- ② その他の工事
工事完成基準

(5) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税に相当する額の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 貸借対照表に関する注記

- (1) 有形固定資産の減価償却累計額 6,633百万円
- (2) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務（区分表示したものを除く）
 - 短期金銭債権 47百万円
 - 短期金銭債務 0百万円

3. 損益計算書に関する注記

- (1) 工事進行基準による完成工事高 75,421百万円
- (2) 関係会社との取引高
 - 営業取引による取引高
 - 仕入高 114百万円
 - 営業取引以外の取引による取引高 49百万円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

- (1) 当事業年度末における発行済株式の種類及び総数
 - 普通株式 5,132,380株
- (2) 当事業年度末における自己株式の種類及び株式数
 - 普通株式 25,243株
- (3) 配当に関する事項

① 配当金支払額

決 議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基 準 日	効力発生日
2019年6月27日 定時株主総会	普通株式	612	120.0	2019年3月31日	2019年6月28日

- ② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2020年6月26日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

・配当金の総額	766百万円
・1株当たり配当額	150.0円
・基準日	2020年3月31日
・効力発生日	2020年6月29日

なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	百万円
退職給付引当金	987
工事未払金	315
減損損失計上額	248
賞与引当金	237
完成工事未収入金	203
工事損失引当金	141
その他	<u>381</u>
繰延税金資産小計	2,515
評価性引当額	<u>△1,287</u>
繰延税金資産合計	<u>1,228</u>
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	902
資産除去債務に対応する除去費用	<u>59</u>
繰延税金負債合計	<u>961</u>
繰延税金資産の純額	<u>266</u>

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、資金調達については取引金融機関9社と貸出コミットメント契約を締結しております。

受取手形、電子記録債権及び完成工事未収入金に係る顧客の信用リスクは、営業管理規程に沿ってリスク低減を図っております。また、有価証券及び投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

支払手形、電子記録債務及び工事未払金は、通常の営業活動に伴い生じたものであり、1年以内の支払期日であります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2020年3月31日（当期の決算日）における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額 (※)	時 価 (※)	差 額
(1) 現金預金	13,262	13,262	-
(2) 受取手形	10,168	10,168	-
(3) 電子記録債権	1,004	1,004	-
(4) 完成工事未収入金	39,807	39,821	13
(5) 有価証券			
その他有価証券	1,500	1,500	-
(6) 投資有価証券			
その他有価証券	5,670	5,670	-
(7) 支払手形	(2,146)	(2,146)	-
(8) 電子記録債務	(4,329)	(4,329)	-
(9) 工事未払金	(9,480)	(9,480)	-

(※) 負債に計上されているものについては、() で示しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法

(1) 現金預金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 受取手形

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 電子記録債権

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 完成工事未収入金

これらの時価は、一定の期間ごとに区分した債権ごとに債権額を満期までの期間及び信用リスクを加味した利率により割り引いた現在価値によっております。

(5) 有価証券

これらの時価について、金銭信託は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(6) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債券は取引金融機関から提示された価格によっております。

(7) 支払手形

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(8) 電子記録債務

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(9) 工事未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

2. 非上場株式（貸借対照表計上額672百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(6)投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

7. 賃貸等不動産に関する注記

(1) 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社は、東京都その他の地域において、賃貸用等の土地及び建物を有しております。

(2) 賃貸等不動産の時価に関する事項

(単位：百万円)

貸借対照表計上額	時 価
2,915	4,897

(注) 1. 貸借対照表計上額は、取得価額から減価償却累計額を控除した金額であります。

2. 当期末の時価は、一定の評価額や適切に市場価格を反映していると考えられる指標に基づく価額によっております。

8. 関連当事者との取引に関する注記

役員及び個人主要株主等

種類	会社等の名称 又は氏名	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
役員及び その近親者	羽田 七栄	(被所有) 直接 0.32%	役員の親族	投資有価証券 の取得	37	-	-

(注) 1. 投資有価証券の取得については、相続税法上の評価方式に基づき、両者協議の上で合理的に決定しております。

2. 取引金額には消費税等が含まれておりません。

9. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額 12,705円53銭

1株当たり当期純利益 452円48銭

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2020年5月12日

株式会社 大 本 組
取 締 役 会 御 中

有限責任監査法人トーマツ 神戸事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 後藤紳太郎 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 生越栄美子 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 吉村 康弘 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社大本組の2019年4月1日から2020年3月31日までの第83期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第83期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本店及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月14日

株式会社大本組 監査役会

常勤監査役 吉 岡 敬 二 ㊟

監 査 役 安 藤 忠 夫 ㊟

監 査 役 田 村 政 志 ㊟

(注) 監査役安藤忠夫、監査役田村政志は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

議 案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

当社は業績動向を考慮しつつ、株主の皆様へ安定した配当を継続することを基本方針とするとともに、企業体質の強化を図るために内部留保に努めることとしております。

このような方針のもと、当期の期末配当につきましては、当期の業績及び今後の経営環境を総合的に勘案し、普通配当を前期に比べ30円増配し、1株当たり150円とさせていただきたいと存じます。

- (1) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき 金150円 総額766,070,550円
- (2) 剰余金の配当が効力を生じる日

2020年6月29日

2. その他剰余金の処分に関する事項

剰余金の処分につきましては、長期安定的な経営基盤の確立に向けて、財務体質の強化を図るため、次のとおりといたしたいと存じます。

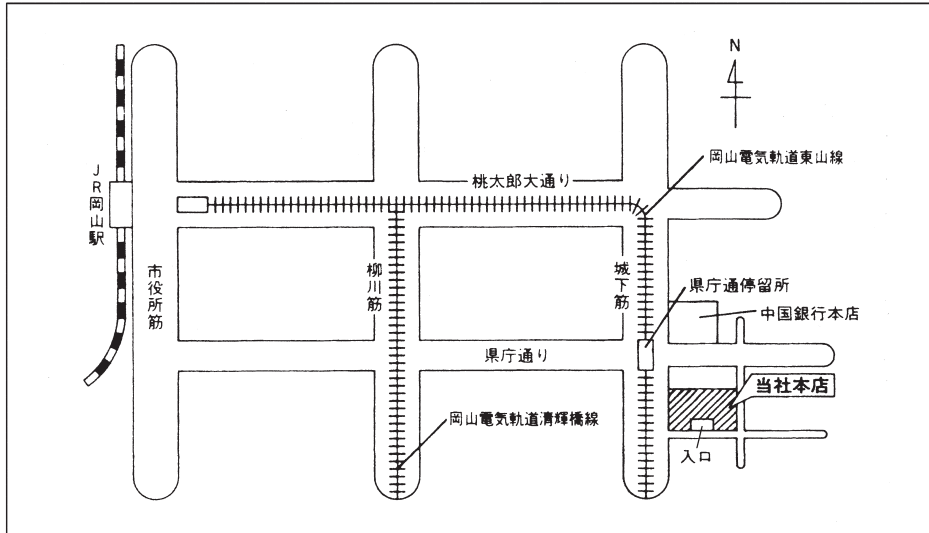
- (1) 増加する剰余金の項目及びその金額
別途積立金 1,000,000,000円
- (2) 減少する剰余金の項目及びその金額
繰越利益剰余金 1,000,000,000円

以 上

— ヌ 毛 —

— ヌ 毛 —

株主総会会場ご案内図



会 場 岡山市北区内山下1丁目1番13号
当社本店 6階大会議室
TEL. (086) 225-5131

交 通 岡山電気軌道(路面電車) 東山線
県庁通停留所下車徒歩約2分